○ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン (新旧対照表)

改正後	現
第1 はじめに	第1 はじめに
1 目的	1 目的
ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業	ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業
法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第34条第3項第4号	法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第34条第3項第4号
に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種	に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種
指定事業者」という。)が取得すべき金額(以下「接続料」という。)の算	指定事業者」という。)が取得すべき金額(以下「接続料」という。)の算
定方法 <u>に係る標準的な考え方並びに算定根拠、</u> アンバンドル及び標準的接続	定方法 <u>並びに</u> アンバンドル及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明
箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における	確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気
公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ること	通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。
を目的とする。	
第2 アンバンドル	第2 アンバンドル
1~4 (略)	1~4 (略)
(第5 事業者間協議における留意事項へ)	5 事業者間協議における留意事項
	(1)接続料の水準
	ア 接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定によ
	り、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた
	ものを超えるものではないことが求められる。
	イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、
	算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者につい
	ては、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案
	<u>を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情</u>
	<u>報開示することが適当である。</u>
	(2)接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間
	ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、
	<u>合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。</u>
	イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者(関連開

改 正 後 発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させること等により、検 討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生 じないようにすることが適当である。 (3)接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法 ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点 から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負 **坦方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、** 原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の 接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合 には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法につ いて案分比例にするなどの措置が求められる。 イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争 点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分 した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択 ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観 性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措 置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示すること が適当である。 第3 接続料の算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠 第3 接続料の算定方法 1 基本的な考え方 1 基本的な考え方 (1) 算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的 (新設) ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経 営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるもので ある場合に接続約款変更命令の対象となることを規定している。ガイド ラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下にお ける適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たっての標 準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接 続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一 定の予見可能性を与えることを目的としている。

改 正 後	現 行
イ 法第29条第1項第10号は、電気通信事業者が、電気通信設備の接	
続等に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の	
業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害さ	
れるおそれがある場合に、業務改善命令の対象となることを規定してい	
る。二種指定事業者によって用いる算定方法が大きく異なり公平性を欠	
く場合、公正な競争環境が失われ、結果として公共の利益が阻害される	
<u>おそれがあるため、ガイドラインにおいて算定方法に係る標準的な考え</u>	
<u>方を示し、合理的な説明なく同考え方から乖離した算定方法を採用した</u>	
場合に業務改善命令の対象となる可能性があることを示すこととした	
<u>ものである。</u>	
ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであ	
<u>るか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインに</u>	
おいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事	
業者に算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。	
(2)対象となる接続料	(1)対象となる接続料
 第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に係	 ア 第3に示す考え方は、第2の3の①から④までに掲げる機能に
る接続料を対象とする。	 係る接続料を対象とする。
なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条第	なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第34条
3 項第 4 号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に	第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原
適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求めら	価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に
れる。	求められる。
(削除)	イ 第3に示す考え方は、平成22年度以降の接続料を対象とする。
	ただし、平成21年度の接続料についても、別表第2の様式によ
	り、可能な限り総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適
	<u> </u>

74 7 14	中人
改正後	現行
(3)_接続料の構成	<u>(2)</u> 接続料の構成
<u>ア</u> 接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて	接続料は、機能ごとに、第3の2及び3に示す考え方に基づいて
算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定され	算定される接続料原価に第3の4に示す考え方に基づいて算定され
る利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需	る利潤を加えた額を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需
要で案分した額を超えない範囲で設定される。	要で案分した額を超えない範囲で設定される。
イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法に	_(新設)_
より設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑪まで	
に掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。	
② 第二種指定中継系交換設備	
3 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備	
④ 第二種指定端末系無線基地局	
⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の	
⑥ 信号用伝送路設備	
⑦ 信号用中継交換機	
8 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制	
御局	
9 他の電気通信事業者の電気通信設備と①~⑧との間に設置さ	
れる伝送路設備	
① 設備への帰属が認められないもの	
MACHINI TO ANICHTED MINISTER DE LA COLONIA COL	
(4)接続料の算定期間	(3)接続料の算定期間
(略)	<u>、 </u>
7547	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(5)用語	(4)用語
(略)	(略)
\MG /	\ M

-1 v.	usH /
改 正 後	現 行
4 利潤	4 利潤
(1) 利潤の構成	(1)利潤の構成
(略)	(略)
(2)他人資本費用	(2)他人資本費用
ア〜オ (略)	ア〜オ (略)
カ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占	カ 他人資本比率は、負債の額が負債及び純資産の合計額に占める
める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定	割合の実績値を基礎として算定する。
する。	HIT WASHE CERCE O CARROL AND A
, • •	
(3)自己資本費用	(3) 自己資本費用
ア〜エ(略)	てる。日に貝本負用 アーエ (略)
	ア~エ (哈)
オーリスクの低い金融商品の平均金利及び(主要企業の平均自己資	オーリスクの低い金融商品の平均金利及び(主要企業の平均自己資
本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)の値の算定は、一	本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利)の値の算定は、一
定程度長期間における実績値を基に行う ⁵ 。	定程度長期間における実績値を基に行う。
(脚注5) リスクの低い金融商品の平均金利の値は、当該接続料の適用	
年度の前年度末時点での日本証券業協会が発表する新発10年国債の店頭売	
<u>買参考統計値とし、(主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商</u>	
品の平均金利)の値は、1952年から同年度末までの統計データ(イボット	
ソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)とする。	
5 需要	5 需要
(1)音声接続機能	(1)音声接続機能
音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲	音声接続機能に係る接続料の需要は、総通信時間とする。総通信
げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を	時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備
算定する。	の使用の違いを考慮して行う。
<u> </u>	
 (2)ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能	(2) ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能
(略)	
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\ MD /

改 正 後	現 行
6 算定根拠 二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として <u>別表第2及び別表第3の様式</u> により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする。	6 算定根拠
第4 標準的接続箇所の設定等 標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。	第4 標準的接続箇所の設定等 1 基本的な考え方 標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。
(第5 事業者間協議における留意事項へ)	2 事業者間協議において留意すべき事項 他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定等 を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、新た なシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負担が追 加的に発生する場合もあることから、接続事業者の具体的な要望を前 提として行うことが適当である。
第5 事業者間協議における留意事項 (1)接続料の水準 ア接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。 イ事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案	(第2の5及び第4の2から移行)

改正後

現 行

<u>を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情</u> 報開示することが適当である。

(2)標準的接続箇所の設定等

他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定 等を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、 新たなシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負 担が追加的に発生する場合もあることから、接続事業者の具体的な 要望を前提として行うことが適当である。

- (3)接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間
 - <u>ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、</u> 合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。
 - イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者(関連開発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。
- (4)接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法
 - ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点 から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負 担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、 原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の 接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合 には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法につ いて案分比例にするなどの措置が求められる。
 - イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観

	-γH /→
改 正 後	現 行
性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措	
置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示すること	
<u> </u>	
<u>第6</u> その他	<u>第5</u> その他
総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っ	※務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っ
ていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行って	ていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行って
	いくこととする。
いくこととする。	いくこととする。
別表第2	別表第2
様式1 ステップ1におけるコストの分計(単位:円)	様式1 ステップ1におけるコストの分計(単位:円)
(注1)別表第1に掲げる基準以外の基準によって配賦する場合にあっては、そのコストと配賦基準	
を注記すること。	
(注2)第二種指定電気通信設備接続会計規則の移動電気通信役務収支表の同種の内容に係る数値に	
<u>不一致が生じる場合にあっては、その理由を注記すること。</u>	
様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計(音声接続機能)(単位:円)	様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計(音声接続機能)(単位:円)
(略)	(略)
(注) 営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な	
展開に必要な理由を注記すること。	
様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計(ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2	様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計(ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2
接続機能)(単位:円)	接続機能)(単位:円)
(略)	(略)
(注1)機能ごとに作成すること。	(注)機能ごとに作成すること。
(注2) 営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的	
な展開に必要な理由を注記すること。	
<u>の以前に必要は年田で江北)のここ。</u>	

改 正 後	現 行
様式 4 適正な利潤 1 機能に係るレートベース (略)	様式 4 適正な利潤 1 機能に係るレートベース (略)
(注1)機能ごとに作成すること。 (注2)運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること。 (注3)運転資本以外の項目の備考欄には、各項目の金額のうち主要なものについて、その金額と内容を記載すること。	(注1)機能ごとに作成すること。 (注2)運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を 記載すること。
2 他人資本費用 (略)	2 他人資本費用 (略)
 3 自己資本費用 (略) (注1)機能ごとに作成すること。 (注2)自己資本利益率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。 βにあっては、その算出方法も併せて記載すること。	3 自己資本費用 (略) (注1)機能ごとに作成すること。 (注2)自己資本利益率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の 平均自己資本利益率を記載すること。

改正後

別表第3

様式 設備区分別明細 (接続料の算出)

水丸 欧洲巨人	7777718 (12/17)	111 21 7	ı	1	ı			1	1	1	ı	1		
			①第二種	②第二種	③第二種	④第二種	⑤第二種指	⑥信号	⑦信号用	⑧携帯電	⑨他の電	⑩設備への	(何)	計
			指定端末	指定中継	指定中継	指定端末	定端末系無	用伝送	中継交換	話の端末	気 通 信 事	帰属が認め		
			系交換設	系交換設	系交換設	系無線基	線基地局と	路設備	機	の認証等	業者の電	られないも		
			備	備	備間の伝	地局	第二種指定			を行うた	気 通 信 設	o o		
					送路設備		端末系交換			めに用い	備と①~			
							局間の伝送			られるサ	⑧ との間			
							路設備			ービス制	に設置さ			
										御局	れる伝送			
											路設備			
接続料原価	設備コスト	運用費												
		施設保全費												
		試験研究費												
		研究費償却												
		減価償却費												
		固定資産除却												
		費												
		通信設備使用												
		料												
		租税公課												
		計												
	営業コスト	営業費												
	間接コスト	共通費												
		管理費												
		計												
		<u></u> 計												
利潤														
需要														
接続料(相当	·····································													
	**		L	t	L	<u> </u>	L	·		t	L	1		

- (注1) 音声接続機能について作成すること。
- (注2) 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。